

県・市町村アイドリング・ストップ連絡会議設置要綱

(目 的)

第1条 埼玉県生活環境保全条例及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づくアイドリング・ストップ事務に関して、県と市町村が相互に連絡を取り合い、行政指導の方法等について調整することにより、当該事務を円滑に推進するため、県・市町村アイドリング・ストップ連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(連絡調整事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) アイドリング・ストップに係る行政指導に関すること。
- (2) アイドリング・ストップに係る勧告、公表に関すること。
- (3) アイドリング・ストップに係る広報活動に関すること。
- (4) その他、必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 連絡会議は、別表左欄に掲げる機関、同右欄の職にある者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、埼玉県環境部大気環境課長の職にある者をもって議長とする。
- 3 連絡会議は、議長が招集する。

(開 催)

第4条 連絡会議は、原則として年に1回開催することとする。

2 前項に関わらず構成員の求めに応じて、議長が必要と判断する場合には、開催することができる。

(庶 務)

第5条 連絡会議の庶務は、埼玉県環境部大気環境課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

機関名	職名
さいたま市	大気環境保全担当課長
川越市	
熊谷市	
川口市	
行田市	
秩父市	
所沢市	
飯能市	
加須市	
東松山市	
春日部市	
狭山市	
羽生市	
鴻巣市	
上尾市	
草加市	
越谷市	
戸田市	
入間市	
朝霞市	
志木市	
和光市	
新座市	
桶川市	
久喜市	
北本市	
八潮市	
富士見市	
三郷市	
蓮田市	
坂戸市	
幸手市	
鶴ヶ島市	
日高市	
吉川市	

ふじみ野市	
白岡市	
伊奈町	
三芳町	
毛呂山町	
越生町	
滑川町	
嵐山町	
小川町	
川島町	
吉見町	
鳩山町	
ときがわ町	
横瀬町	
皆野町	
長瀨町	
小鹿野町	
東秩父村	
美里町	
神川町	
上里町	
寄居町	
宮代町	
杉戸町	
松伏町	
埼玉県中央環境管理事務所	企画調整担当部長等
埼玉県西部環境管理事務所	
埼玉県東松山環境管理事務所	
埼玉県秩父環境管理事務所	
埼玉県北部環境管理事務所	
埼玉県越谷環境管理事務所	
埼玉県東部環境管理事務所	
埼玉県	環境部大気環境課長